

# 稗田阿礼は何をしたのか

——修史事業における『古事記』の位置づけ——

中野謙一

## はじめに

二〇一二年、『古事記』は成立から一三〇〇年を経たことになる。現在の『古事記』研究においては、重要な新資料の発見などはほとんど期待できないこともあって、すでに組上に載せられているものを捉えなおすばかりになりがちである。本稿もそうした試みの一つにすぎないだろう。

そのような状況のなかで、矢嶋泉「和銅五年の序―『古事記』序文研究史の陥穽<sup>(1)</sup>―」は刮目すべき論であった。矢嶋は従来とりあげられていなかった資料を示して、その実質を上表文と捉えられてきた『古事記』序文が、「上表形式をもつ序」であることを確認したのである。正しく序文と捉えるべきことが明らかとなったのをうけて、『古事記』序文にあらわれる稗田阿礼という人物について問いなおしてみたい。

## 一

於是、天皇詔之「朕聞、『諸家之所費帝紀及本辞、既達正實、多加虚偽。』當今之時、不改其失、未經幾年其旨欲滅。斯乃、邦家之経緯、王化之鴻基焉。故惟、撰録帝紀、討覈舊辞、削偽定實、欲流後葉。」時有舍人。姓稗田、名阿礼、年是廿八。為人聰明、度目誦口、拂耳勒心。即、勅語阿礼、令誦習帝皇日繼及先代舊辞。然、運移世異、未行其事矣。<sup>(2)</sup>（序文第二段）  
於焉、惜舊辞之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰録稗田阿礼所誦之勅語舊辞以獻上者、謹隨詔旨、子細採摭。<sup>(3)</sup>（同 第三段）

稗田阿礼の存在は、右の記述のみにより確認され、『日本書紀』や『続日本紀』にはまったくあらわれない。『古事記』自体が正史

にみえず、そのことが偽書説をはじめとするさまざまな臆測を生んできたわけだが、阿礼をめぐる議論についても似たような見方ができる。実際、偽書説によらないところでも、松本清張が阿礼を「架空の人物」と論じている<sup>(3)</sup>。しかし、序文を含む『古事記』が元明天皇に献上されたものであるかぎり、架空説では太安萬侶が天皇に対し重大な偽りを述べたことになってしまいうから、これ以上とりあげるのは必要はないだろう。ここではまず、現在まで広汎にわたり影響を及ぼしてきた阿礼女性説が臆説にすぎないことを確認しておきたい。

女性説は、平田篤胤の次の記述に始まる<sup>(4)</sup>。

……阿礼は実には天宇受売命の裔にて、女舎人なると所思たり。  
……さて女刀禰ならむには、命婦また宮人など書べきに舎人と書れば、なほ男刀禰なるべく、思ふも有べけれど、稗田氏にて、宇受売命の裔なれば、女と言ざらむも、女なること、其世には分明き事なれば、通用ふる字を書るならむ。然るは、宇受売命の裔は、女の仕奉る例なればなり。名のさまも男とは聞えず。また彼志斐姫が事などをも、思ひ合せて弁ふべし。

篤胤は、阿礼が「舎人」と記されているために男性とする考えのあることを承知しながらも、稗田氏が「天宇受売命の裔」とされることや阿礼の名が男性らしくないことを挙げて、「志斐姫」のよう

な女性の語り部を想像したのである。

女性説の根拠は、右にほぼ出尽くしているといつてよい。阿礼の名が神の誕生を意味するという柳田国男の説や、それを受けて阿礼を巫女ないしシャーマンとする説<sup>(6)</sup>も含めて、稗田の氏と阿礼の名から発したのが女性説なのである。対する反論としては、「舎人」の語に女性を指して用いられた例のないことを挙げるものが多い<sup>(7)</sup>。しかし、女性説は「舎人」の問題を承知の上で出されているのだから、さして有効な反論とはならないだろう。そこで、女性説の根拠たる氏と名について検証することにした。

まず、稗田氏に関しては、阿礼を除けば記紀や『新撰姓氏録』にみえず、氏名<sup>(うじな)</sup>が大和国添上郡稗田の地名によるものであろう、というところはいしかわらない。ただし、「弘仁私記序」に阿礼を「天鈿女命之後也」とする注記がみえるため、媛女君氏の一族とされてきた。また、鎮魂祭における演舞などをもって宮廷に仕えた「媛女」として、延喜年間に「稗田福貞子」・「稗田海子」があったこともみえる<sup>(8)</sup>。これらの資料については早く篤胤が指摘している。

稗(種)田氏が媛女君(公)氏の一族であるという点については、男性説の立場からも疑われていない。しかし、次の資料によれば、その点も確実とはいいがたい。

太政官符<sup>(9)</sup>

応<sup>(レ)</sup>貢<sup>(レ)</sup>媛女<sup>(二)</sup>事

右得<sup>二</sup>從四位下行左中弁兼撰津守小野朝臣野主等解<sup>一</sup>僞。媛女之興。国史詳矣。其後不<sup>レ</sup>絶今猶見在。又媛女養田在近江国和邇村。山城国小野郷<sup>一</sup>。今小野臣。和邇部臣等。既非<sup>二</sup>其氏<sup>一</sup>。被<sup>レ</sup>供<sup>二</sup>媛女<sup>一</sup>。熟搜<sup>二</sup>事緒<sup>一</sup>。上件両氏貪<sup>二</sup>入利田<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>顧<sup>二</sup>恥辱<sup>一</sup>。拙吏相容無<sup>レ</sup>加<sup>二</sup>督察<sup>一</sup>也。乱<sup>二</sup>神事於先代<sup>一</sup>。穢<sup>二</sup>氏族於後裔<sup>一</sup>。積<sup>レ</sup>日経<sup>二</sup>年恐成<sup>一</sup>旧貫<sup>一</sup>。望請。令<sup>二</sup>所司<sup>一</sup>嚴加<sup>二</sup>捉搦斷<sup>一</sup>用<sup>一</sup>。非<sup>レ</sup>氏。然則祭祀無<sup>レ</sup>濫。家門得<sup>レ</sup>正。謹請<sup>二</sup>官裁<sup>一</sup>者。搜<sup>レ</sup>檢旧記<sup>一</sup>所<sup>レ</sup>陳有<sup>レ</sup>実。右大臣宣。奉<sup>レ</sup>勅。宜<sup>レ</sup>改<sup>二</sup>正之<sup>一</sup>者。仍両氏媛女永從<sup>二</sup>停廢<sup>一</sup>。定<sup>二</sup>媛女公氏之女一人<sup>一</sup>。進<sup>二</sup>縫殿寮<sup>一</sup>。隨<sup>レ</sup>闕即補。以為<sup>二</sup>恒例<sup>一</sup>。

弘仁四年十月廿八日

右により、弘仁四（八一三）年以降、媛女公氏が「女一人」を媛女として継続的に貢進するよう定められたことは明らかである。しかし、『延喜式』縫殿寮条には四名以上の媛女が同時に存在したことがみえるから、小野臣・和邇部臣の媛女が「非<sup>二</sup>其氏<sup>一</sup>」という理由で廃された後も、媛女公氏が定員を独占したとは即断できない。「其氏」とは、由緒正しき媛女貢進氏族ということであって、それは媛女公氏に限定されなかったのではないか。延喜年間に媛女であった福貞子らは無姓の稗田氏の出身であって、媛女公氏とはいえない。媛名公氏の一族が地名の稗田を氏としたのであれば、稗田公氏を称したはずである。

稗田阿礼は何をしたのか（中野謙一）

媛女公氏は本来、媛女を貢進すべき氏族だったのでろうか。たとえば、采女臣という氏族は、采女を供出するのではなく采女の事を掌る負名氏である。媛女公も、媛女の統轄ないし扶養を役目とする氏族であつたかもしれない。官符にみえるように、少なくとも弘仁四年以前においては、小野臣や和邇部臣といった媛女公氏以外の氏女が媛女とされていたのである。また、『政事要略』糺彈雜事条に「右少史媛女副雄」の名が記されており、弘仁年間に無姓媛女氏の存在したことが確認できるが、これは実際に媛女を出した氏族であろうか。稗田氏も弘仁以前から媛女を出しうる氏族であつたとすれば、おそらく『日本書紀』の流布によって媛女君の権威が増大したため、媛女を貢進するうえで天鈿女命の後裔を称する必要があるところではないか。そして、その主張が「弘仁私記序」の採るところとなつたのではないかと考えられる。

## 二

次に、阿礼という名の意味するところを考えてみたい。柳田国男は「生れ」と断じ、「神懸りの女性が一樣にさう呼ばれる」ものと捉えた。<sup>13</sup> 女性説を否定する西宮一民は、「下総国葛飭郡大嶋郷戸籍」にみえる「荒<sup>あれ</sup>・荒売<sup>あれめ</sup>」の名を挙げて、女性なら「阿礼売」となる

三

べきだと述べている<sup>(14)</sup>。しかし、序文に「姓稗田、名阿礼」とあるにも関わらず、阿礼を実名と考えないのが柳田以降の女性説なのだから、反論としてはまったく噛み合わないものといえる。阿礼が当時の一般的な男性名とみなしうることを示そうというのなら理解できるが、「荒」がアレである保証はなく、アラなども訓めそうである。

アレという語は、「生れ」のほかに「荒れ」や「吾」などがあり、柳田のように「生れ」の意とする必然性はない。それよりも、阿礼の名の由来としては、固有名詞の「阿礼」が存在したことを考慮すべきである。『新撰姓氏録』河内国皇別に<sup>(15)</sup>、

阿礼首。守公と同じき祖。大碓命の後なり。

と記載されており、表記まで一致している。阿礼首氏は他の資料にみえず、どのような氏族かは不明であるが、阿礼の氏名<sup>(うじな)</sup>が地名にもとづくものとすれば、氏名と地名の「阿礼」が存在したことになる。『萬葉集』卷一・五八番歌にも地名「安礼乃琦」がみえる。

嵯峨朝以前の皇室において、皇子女の名として乳母<sup>(うじな)</sup>の氏名が用いられたことは知られている<sup>(16)</sup>。また、地名を名としたことが確実な例としては、「大伯皇女」が挙げられる<sup>(17)</sup>。以上は皇子女名だが、臣下の名のなかにも、氏名ないし地名を用いたとみられるものは少なくない。天武朝にかぎっても、「忍海造大国」・「曾根連韓犬」・「犬養

連大伴」・「丹比真人島」・「大伴連望多」・「路真人迹見」・「多朝臣品治」・「高田首新家」などがある<sup>(18)</sup>。

以上によれば、阿礼の名は阿礼首氏、あるいは地名に由来する名であった蓋然性が大きいといえよう。そうだとすれば、当時の男性名として何ら不自然なものではなかったことになる。篤胤が「名のさまも男とは聞えず」と感じたのが、そもそも誤っていたわけである。

結局、氏の稗田も名の阿礼も、女性とみなすべき根拠にはなりえなかった。「舍人」の語を自然に解し、男性とするのが正しいことを確認したところで、本題に入ろう。

### 三

稗田阿礼は何をしたのか。この問題に関しては、「誦習」の語義や「勅語旧辞」の内容などをめぐる論争が展開されてきたのだが、いささか微視的な方向に傾いているように感じられる。そこで、『古事記』序文の文脈を巨視的に捉えることからはじめたい。

臣安萬侶言、夫、混元既凝、氣象未效。無名無為。誰知其形。然、乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈為群品之祖。所以、出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身。故、太素杳冥、因本教而識孕土産嶋之時、元始綿邈、賴先聖而察生

神立人之世。寔知、懸鏡吐珠、而百王相續、喫釵切虵、以万神蕃息與。議安河而平天下、……正姓撰氏、勒于遠飛鳥。雖步驟各異、文質不同、莫不稽古以繩風猷於既頽、照今以補典教於欲絶。

(第一段)

冒頭の「臣安萬侶言」は、第三段末尾の「臣安萬侶、誠惶誠恐、頓々首々」と呼応して上表形式をなす部分である。その間に挟まれた「夫」以下、第三段の「并録三卷、謹以獻上」までが、言上する内容となっているというまでもない。

そこではまず、「混元既凝」と宇宙の混沌から述べはじめたものの、その形は知ることができないという。「誰知其形」は「無形といふことを強めて言つた」と説明されているが、「無形といふこと」は上の「氣象未効」に含まれる内容であり、それほど強調する理由がわからない。右の傍線部「知」・「識」・「察」はいずれも「しる」と訓読され、ここではほぼ同義とみてよい。それらの文字を用いて構成されたのは、安萬侶やその当時の人々が如何にして歴史を知るかを論じた文脈と捉えるべきではないか。混沌は誰も知りえない、「然」れども、天地が分かれてからの出来事は、「本教」・「先聖」によって知ることができる、と。実際に『古事記』本文は、混沌ではなく天地がすでにあるところから記されている。

「本教」は古伝承、「先聖」については諸説があるものの、本居宣長が「神代の事を言伝へ記し伝へたる、古のかしこき人たちをい

稗田阿礼は何をしたのか (中野謙一)

ふ」としたのが妥当であろう。「寔知」という語は、文としては「万神蕃息與」までにかかるのだが、内容的には「議安河而平天下」以下「正姓撰氏、勒于遠飛鳥」まで続いていくから、允恭の事績までが「寔知」をうけているとみてよい。神代から人代に移っても、その歴史を知るには口承書承の古伝によるしかないのである。

つまり、序文第一段は、過去を単に回顧していくのではなく、「本教」・「先聖」のおかげで知られることとして述べていくわけである。そして最後の一文では、歴代天皇が「稽古照今」によって風教道徳が廢れるのを補い正してきた、という。第一段全体を通じて語られていることは、歴史とは如何なるものか、である。歴史は口承書承の古伝を通じて知るものであり、それを考えることが今の政治に必要である、というのだ。

#### 四

序文のなかでは、『古事記』の成立を直接語る部分にばかり関心が向けられてきたため、第一段が顧みられることは少ない。しかし、序文全体を捉えようとするとき、第一段のもつ意義は小さくないはずである。そこで一節を割いて述べたが、第二段・第三段については、定説をみないものの細部まで論じ尽くされている観もあり、ここでは第一段との関係をみながら大雑把に述べるにとどめたい。

第二段前半は、天武が壬申の乱を経て即位し、すぐれた政治を

五

行ったこと、さらに歴史に通じていたことを語る。元明や安萬侶にとって、壬申の乱と天武朝は古伝を通して知るような内容ではないから、ここ以降の文脈は第一段で展開された歴史論とは異なる。しかし、無関係ではない。たとえば、天武の即位後の政治とともに歴史に精通していたことが讃えられるのは、第一段で政治における歴史の必要性が論じられたことに応ずるものである。

第二段後半は冒頭に引いてあるが、正しい古伝が失われようとしたため、天武がそれを正し、後世に伝えようとしたが果たされなかった、と述べている。「帝紀」・「舊辞」などの正確な内容・形態については不明というほかないが、ここでは広く古伝を記した書物と捉えておく。それを「邦家之経緯、王化之鴻基」というのは、やはり第一段の歴史論に合致する。そのような国家の大事として、修史事業が開始されたことになる。「撰録」・「討覈」については諸説紛々としているが、矢嶋のように「撰録帝紀、討覈舊辞」と、天武十（六八一）年の「帝紀」・「上古諸事」の記定事業とを、同一と考えることが可能である<sup>22</sup>。

ここで、前半に多くの字句を費やして天武天皇のことを語った理由も明らかになる。正統を継ぐ偉大な天皇、かつ「稽古照今」による政治を体現した天皇、そのような天武こそが、修史事業の発案者であった、と語っているわけだ。その前提として第一段が機能している。なお、天武が阿礼に何を命じたかについては後述するが、序文がそれを、正しい古伝を後世に伝えるための企画の一環として

語っているのはたしかである。

続く第三段は、はじめに元明の高徳と治世を讃え、その元明が安萬侶に「稗田阿礼所誦之勅語舊辞」の撰録および献上を命じたこと、安萬侶がそれに応じて『古事記』三巻を記して献上することを、表記・施注の方針、内容構成とともに述べる。大筋としては、天武の代で果たされなかった修史事業が、元明の治世において安萬侶の仕事により完了する、ということになる。

以上のように序文を概観すると、第一段は第二段以降の前提となる歴史論、第二段と第三段は修史事業の展開に関する叙述と捉えられる。歴史書の序文として整った内容といっていよいが、第二段・第三段の叙述をそのまま史実とみてよいのだろうか。

## 五

『古事記』序文の記述と、『日本書紀』および『続日本紀』の記事によりうかがわれる修史事業の展開とを比べてみよう。

天武朝	『古事記』序文	『日本書紀』・『続日本紀』
開始(?)	開始(681)	
「撰録帝紀、討覈舊辞、削偽定實、欲流後葉」	川嶋皇子らに「帝紀」・「上古諸事」の記定を命ず	
?(?)		
「勅語阿礼、令誦習帝皇日繼及先代舊辞」		

持統朝		資料蒐集? (691) 大三輪ら十八氏に墓記の提出を命ず
文武朝		
元明朝	再開 (711) 安萬侶に「稗田阿礼所誦之勅語舊辞」撰上を命ず 完了 (712) 『古事記』三巻撰上	人員追加? (714) 紀清人・三宅藤麻呂に国史撰述を命ず 完了 (720) 『日本書紀』三十巻・系図一卷撰上
元正朝		

右のように、両者にはほとんど重なるところがない。『日本書紀』・『続日本紀』からは、修史事業の一環とみることに異論の少ない記事を掲げたが、天武十年の事業開始後『日本書紀』成立までの間には、修史に関連する可能性をもつ記事が散見する。序文はそれらにはふれず、和銅四(七一一)年に到って、俄に元明が「稗田阿礼所誦之勅語舊辞」の撰上を命じ、わずか四か月余で完了したというのである。開始時期が一致するとしても、その後の展開において両者はまったく交わることがない。実際に行われた修史事業のなかに『古事記』を位置づけようとするかぎり、『日本書紀』に結実する事業との関係を合理的に説明するのは非常に難しい。

『日本書紀』は正史としての位置が明確であり、その成立をもつ

稗田阿礼は何をしたのか (中野謙一)

て修史事業の完了とみなすことができる。しかし、『古事記』は『日本書紀』編纂という一大事業の途上に成立したのであり、『続日本紀』もそれにふれていないように、周知がはかられた形跡がない。少なくとも、「欲流後葉」という天武の遺志が『古事記』の成立によって果たされたとはいいたいのである。

ここで三つの立場がありうる。一つは、あくまで序文を整合的に解釈しようとする立場である。たとえば矢嶋は、天武朝の修史事業のうち、『日本書紀』は「帝紀」を、『古事記』は「上古諸事」を継承したものであると説明する<sup>(23)</sup>。しかし、それにしても両書の内容は重なりが大きすぎるし、『古事記』の序文が「帝紀」に繰り返し言及する点も理解しがたい。やはり、この立場には限界があるのではないか。

二つめは、三浦佑之のように序文を偽作とする立場であるが、偽作とする根拠はほとんど矢嶋によって否定されている<sup>(25)</sup>。第三の立場として、内田賢徳の次のような提言がある<sup>(26)</sup>。

そもそもこの序の文章が成立事情を、事実を正確に追って記すという態度で書かれているとは期待しがたい。むしろ文飾を考えるべきであろう。

序文の文脈を追ってきたが、結局このように考えるしかなさそうである。序文を偽作とするのではなく、事実が正確に書かれたもの

とするのではなく、文飾や誇張を含むものと覚悟して読まねばなるまい。

『古事記』を修史事業の流れのなかにおいてみるのが困難なのも、序文に何らかの作為があったからではないか。序文が『古事記』を修史事業の主産物であるかのように語るのには、『古事記』の意義を誇大に表現するための文飾であろう。つまり、『古事記』は本来、後世に正実を伝える歴史書たるべく撰録された書物ではなく、別の目的で編まれた副産物にすぎなかった、という可能性が考えられるのである。<sup>(27)</sup>

## 六

とはいえ、序文が真作であるかぎり、同時代に架空の人物を設けるようなことはできなかったであろう。では、天武が阿礼に命じたという「誦習帝皇日継及先代舊辞」とは如何なることか。ここでは細部にも目を向け、「誦習」の語義から考える必要があるろう。

「誦習」については暗誦説・訓読説・節づけ説などが展開されてきたが、西條勉の次の説明に従いたい。

阿礼の誦習は原資料の訓み解きを含むものではなく、そのよみの中心はあくまでも節づけのよみにあった。<sup>(28)</sup>

「誦」の字義は「文字から目を離して節づけで吟詠する」<sup>(29)</sup>ことで、単なる暗誦ではない。また、「誦」と「読」には区別があり、原資料の解説ならば「読習」とあったはずだ。つまり、暗誦や訓読は「誦」の前提としてあるが、重点がおかれるのは節をつけてよむことで、それを繰り返してトレーニングするのが「誦習」だ、という。さらに、「不完全なテクストは誦むに値しない」<sup>(30)</sup>のだから、阿礼が誦習した「帝皇日継」・「先代舊辞」とは権威あるテクスト、天武の命で記定されたテクストであったはずだ、というのだが、テクストの実態を問わないとすれば、ここまでは納得できる。

では、天武は何のために阿礼に「誦習」を命じたのだろうか。この点に関して、西條は次のように述べている。

……阿礼の誦とは、天武朝の文献のヨミを、その文字表記から離れた次元で受け継いでいくことであった。誦習者たる稗田阿礼は、文字ことばの管理者というよりは声のことばの伝達者である。すなわち、天武朝の文献は、《文字のことば》と《声のことば》によって伝えられたのである。そのように、《ことばの表現》が二元的なたちで相互に補い合わねばならなかった理由は、天武朝という時代においては、ことばの表現が、また、文字の次元で完全には自律しえていなかったからであろう。<sup>(31)</sup>

西條にかぎらず、阿礼が文献の訓みを伝えたと説明するものがほ

とんどである。しかし、こういった説明は、次の批判を克服できているのだろうか。

若し専ら文字を使用するだけの事であるならば、誦習せしめるといふは不可解である。若し字の訓み方がわからず、訓みにくいならば、萬葉仮名で仮名をつければよい。大宝二年の戸籍から萬葉仮名を使つてある。

右は山田孝雄が訓読説に対して述べたものであるが、文献の訓みを伝えたとするかぎり、この批判から逃れることはできないだろう。どんなに文字列からかけ離れた訓みであっても、現『古事記』が注記しているように、それを文字で表せないということはなかったはずである。山田自身の採る節づけ説にしても、節を表す文字―山田は声注をそのように解している―を加えればよい、ということになつてしまう。

また、天武をはじめから「運移世異、未行其事矣」という事態を想定して、阿礼に誦習を命じたのだろうか。節をつけてよむ「誦」とは、書物を人により聴かせる行為であつたと考えるのが自然だが、安萬侶のような「運移世異」の後の人に聴かせるために、阿礼は誦習を行ったのだろうか。序文の文脈としても、そのように考えるのは無理である。天武が阿礼に誦習を命じたのが事実とすれば、「帝皇日継」・「先代舊辭」を人々により聴かせることが、天武朝に

稗田阿礼は何をしたのか（中野謙一）

において実際に行われたと考えざるをえないのではないか。古代においては、口頭での情報伝達が重要であつたことが知られている。

賀正礼畢りて、即ち改新之詔を宣らして曰はく、……。

（『孝徳紀』大化二年正月甲子朔条）

右の例にみるように、新制が定められた際、それが口頭で読みあげられることがあつた。音読されたのは法制などにかぎらず、

直広肆当摩真人智徳、皇祖等の騰極の次第を奉誦る。礼なり。

古には日嗣と云ふなり。（『持統紀』二年十一月乙丑条）

百官、神祇官に会集りて、天神地祇の事を奉宣る。

（同三年八月壬午条）

といった、内容的に「帝皇日継」や「先代舊辭」に近い例もみえる。天武十年三月丙戌の詔をうけて記定された「帝紀」・「上古諸事」が、音読される場があつたということは十分に考えられる。阿礼が一定の節をつけて読みあげたとすれば、人々に周知するため、何度か行われたことだろう。それは、「欲流後葉」という目的にも適う行事であつた。

このように考えることで、天武朝における阿礼の役割がみえてく

九

るのである。

## 七

最後に、元明が安萬侶に撰録させた「稗田阿礼所誦之勅語舊辞」とは何か、という問題が残る。阿礼が文献の訓みを伝えたという説を採らないとすれば、途端に元明朝における阿礼の役割はみえなくなってしまうのである。

次田潤は、序文第二段に「時有舍人。姓稗田、名阿礼、年是廿八」とあるのを、「伝記を記すような文章が用ゐてある」と評し、「阿礼は既に故人であつた」と判断している。<sup>(35)</sup> 倉野憲司も、

此の表文は天武帝に上るものではなくして元明帝へ上るものであり、「時有舍人、云々」といふ書振りから見れば、安萬侶撰録の当時、阿礼は既に故人になつてゐたと考へなければならず(當時阿礼の在世を信する者が甚だ多い)、さすれば阿礼の聡明を激賞しても何の差支へは無い筈である。且、この文は五経正義の表文に孔穎達をほめて「宏材碩学。名振当時」とあるのに拠つたことを思へば、思ひ半に過ぐるものがあらう。<sup>(36)</sup>

と述べたことがあつたが、後にこれを「撤去」している。<sup>(37)</sup> その理由は述べていないが、「誦習」についての見解を、原資料の解説にかぎ

た訓説説から、それに節づけ説を加えたものに変更したためと判断できる。<sup>(38)</sup>

一方、現在ほとんど疑われていないのが、宣長以来の阿礼生存説である。

この文のさまを思ふに、阿礼此時なほ存在りと見えたり、(注略)かくて彼清御原朝御世に、誦習ひおきつる帝紀旧辞は、此人の口へのこれをを、今安萬侶朝臣に詔命仰せて、撰録しめ賜ふなり。<sup>(39)</sup>

天武が口授したのをそのままよみ伝えていた、というのが宣長の暗誦説だから、阿礼を存命としなければならぬのは当然である。しかし、「この文のさまを思ふに」というだけで、特に根拠を示しているわけではない。次田が「伝記を記すような文章」というのとおあいこだろう。その後も、特に生存説を補強するものはみあたらない。

倉野自身により撤回されてしまった死亡説はといえば、「書振り」のほかに、序文の典拠とされる「進五経正義表」中の孔穎達の表現を挙げている。西宮一民が示した序文と「進五経正義表」との対応関係によれば、序文における阿礼にあたるのが、「進五経正義表」における孔穎達である。<sup>(40)</sup>「ともに二度の成立過程をもつという筋書きが一致してゐる」両者だが、孔穎達は上表当時すでに故人であつ

た。倉野が「思ひ半に過ぐるものがあらう」といったのはこのことであろう。

もっとも、これをもって阿礼死亡説の根拠とするには不安がある<sup>(4)</sup>。ただ、元明朝での阿礼を生者とするか死者とするかは、倉野が見解を変えた例にあらわれているように、「誦習」の考え方如何にかかっている、ということを確認しておきたい。阿礼の存在を伝えるものは『古事記』序文しかなく、そこにはどちらともはっきり書かれていないのである。

本稿の筆者は、天武朝において阿礼の「誦」が実行され、元明朝において阿礼の役割は残されていないと考えた。そのせいであろうか、阿礼は故人と書かかれているようにみえる。

## 注

- (1) 『国語と国文学』八七一―二、二〇一〇年一月。矢嶋泉『古事記の文字世界』(吉川弘文館、二〇一一年三月)所収。
- (2) 『古事記』の引用は原則として西宮一民編『古事記 修訂版』(おうふう、二〇〇〇年一月)による。
- (3) 『古代探求』(『松本清張全集』三三〈文藝春秋、一九七四年三月〉。初出一九七一年三月)、一七二頁。
- (4) 『古史微開題記』(『岩波文庫、一九三六年九月)、一二七頁。
- (5) 『稗田阿礼』(『定本 柳田国男集』第九卷〈筑摩書房、一九六二年三月〉。初出一九二七年二月)。

稗田阿礼は何をしたのか (中野謙一)

- (6) 三谷栄一「古事記と海人族の伝承」(『日本文学の民俗学的研究』有精堂、一九六〇年七月)第三編第一章。初出一九五七年二月、西郷信綱「稗田阿礼」(『西郷信綱著作集』第一卷〈平凡社、二〇一〇年二月〉。初出一九七二年一月)など。
- (7) 山田孝雄述「古事記序文講義」(志波彦神社・鹽竈神社、一九三五年一月)、一四八―一五一頁など。
- (8) 新訂増補国史大系『日本書紀私記』、四頁。
- (9) 『西宮記』臨時一裏書・貢猿女事条(新訂増補故実叢書『西宮記』第二、二四八頁)。
- (10) 新訂増補国史大系『類聚三代格』、二九頁。
- (11) 新訂増補国史大系『延喜式』、三九五頁。
- (12) 新訂増補国史大系『政事要略』、六八五頁。ちなみに、右少史は正七位上相當官である。
- (13) 前掲注(5)論文。
- (14) 新潮日本古典集成『古事記』(一九七九年六月)解説、二八八頁。
- (15) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第二(吉川弘文館、一九八二年三月)、四五九頁。
- (16) 次に引く『日本文徳天皇実録』嘉祥三年五月壬午条については、早く本居宣長の指摘がある(『古事記伝』二十之巻)。  
天皇誕生。有乳母姓神野。先朝之制。每皇子生。以乳母姓。為之名焉。故以神野為天皇諱。
- (17) 『齊明紀』七年正月甲辰条(引用は新編日本古典文学全集『日本書紀③』〈小学館、一九九八年八月〉。以下同)。  
御船、大泊海に到る。時に大田姫皇女、女を産む。仍りて是の女を

名けて、大伯皇女と曰ふ。

- (18) いずれも「天武紀」下にみえる人名。
- (19) 倉野憲司『古事記全註釈』第一巻序文篇(三省堂、一九七三年二月)、六三頁。
- (20) 『古事記伝』二之巻(『本居宣長全集』第九巻(筑摩書房、一九六八年七月)、六七頁)。
- (21) 逐語的に訳しているものが多いが、山田が「こ、は対句である。そこで稽古照今の二句を一括して解すべきである」(前掲注(7)書、七六頁)と述べたとおりである。
- (22) 『古事記の歴史意識』(吉川弘文館、二〇〇八年九月)、六一―七二頁。
- (23) 前掲注(22)書、七一―七三頁。
- (24) 「古事記「序」を疑う」(『古事記年報』四七、二〇〇五年一月)。
- (25) 前掲注(22)書、四〇―八〇頁。
- (26) 「訓詁から見た『古事記』」(『上代日本語表現と訓詁』(塙書房、二〇〇五年九月)第一章第一節。初出一九九九年一〇月)。
- (27) 青木和夫「古事記撰進の事情」(『白鳳・天平の時代』(吉川弘文館、二〇〇三年五月)第二三。初出一九九七年七月)は「首皇子(聖武)の帝王教育のために祖母の元明がさしあたって撰進させた史書であろう」という。
- (28) 「記定・誦習・撰録」(『古事記の文字法』(笠間書院、一九九八年六月)第三章。初出一九八七年二月)。なお、西條説は岡田正之の節づけ説(『近江奈良朝の漢文学』(一九九九年七月)第三編第一章)を發展させたものである。
- (29) 「本文と訓注」(前掲注(28)書第五章。初出一九九一年一月)。
- (30) 前掲注(28)論論文。
- (31) 前掲注(29)論論文。
- (32) 前掲注(7)書、一六四頁。
- (33) 「宣」が音読されるものであったことは、「中臣金連宣」祝詞」(『天智紀』九年三月壬午条)などの例からも明らかである。
- (34) 渡辺滋『古代・中世の情報伝達—文字と音声・記憶の機能論—』(八木書店、二〇一〇年一〇月)、一三三頁。
- 情報を音声で伝達する行為に記憶を強める目的があったことは、発声を効果的に行う特定の方式が存在したことからもうかがえる。日本古代の社会でも、重要な文字情報を音声化して伝達する際、一定の方式に基づくことが求められていた。
- (35) 『古事記新講』(明治書院、一九二四年一月)、一一頁。ただし次田は、声注・訓注を阿礼誦習時の付記にもとづくとする訓読説を採る(同書、八頁)。
- (36) 「古事記の研究」(『岩波講座日本文学』第六巻(岩波書店、一九三二年五月))。
- (37) 「古事記生成過程論」(『古事記論攷』(立命館出版部、一九四四年七月)。初出一九三六年一月)。
- (38) 山田前掲注(7)書の節づけ説の影響が考えられる。
- (39) 『古事記伝』二之巻(前掲注(20)書、七四―七五頁)。
- (40) 『古事記の研究』(おうふう、一九九三年一〇月)1成立の部II本文篇第二章第三節。初出一九八六年九月)。
- (41) 生存説の立場から、孔穎達が故人であったからこそ、序文はそれに替えて「薦禰衡表」(『文選』)中の禰衡の表現を用いたのだ、ともいえよう。